

ご質問への回答

番号	質問	回答
1	<p>仕様書 # 7 特記事項 (7)</p> <p>受注者は賃貸借期間満了後における借受物品の処分について担当課と協議することができる</p> <p>具体的には以下の方向が考えられますが個別にコメントをお願いします</p> <ol style="list-style-type: none">1. 再リースについての協議2. 対象物件買取についての協議3. 対象物件の搬出、廃棄に関する費用を受注者が負担すること	<ol style="list-style-type: none">1. 再リースについては、賃貸借期間満了が近づいてきた際に協議することができます。2. 買取についても、再リースと同様協議できます。3. 対象物件の搬出、廃棄に関する費用については、再リース等がない場合、受注者に負担していただくことを想定しております。